

別表（条例第10条第1号、規則第6条第4項、規則第7条第1項関係）

条例第10条第1号、規則第6条第4項、規則第7条第1項に規定する設置場所の基準等の取扱いについて

○申請書を受理する。

●条件付きで申請書を受理する。

×申請書を受理しない。

内容 ※4		土地の状況				申請時の別途必要書類 ※2	
		墓地の墳墓を設ける区域・納骨堂及び火葬場の当該建物の敷地 ※1	緑地	駐車場	その他		
自己所有地	抵当権設定無し	○	○	○	○		
	抵当権設定有り	●	●	●	●	申請者と抵当権設定権者との間の抵当権抹消契約書の写し (審査基準6の4の(2))	
	国税等差押え有り	×	×	×	×		
自己所有地以外	自己所有地にする場合	抵当権の設定、差押え等無し	●	●	●	●	申請者と土地所有者との間の譲渡契約書の写し (審査基準6の4の(1))
		抵当権の設定、差押え等有り	×	×	×	×	
	借地にする場合	土地所有者の地上権設定有り	×	●	●	●	申請者と土地所有者との間の地上権設定契約書の写し (審査基準6の4の(3))
		土地所有者の地上権設定無し	×	×	×	×	

注 ※1 墳墓を設ける区域は、区域内の通路を含む。

※2 抵当権抹消契約、所有権譲渡契約及び地上権設定契約の履行時期は、おおむね1箇月以内とする。

3 契約書の写しを申請書に添付された場合は、契約内容を履行した事実を確認できる土地の登記簿謄本等を確認の上経営を許可する。

※4 根抵当権等の、標記以外の墓地等の使用が制限される土地の権利の取扱いは、標記の取扱いに準じる。

5 変更許可に係る設置場所の基準等についても、標記取扱いに準じる。